

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 22 日 (金) 第3504号の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

県立病院局企業管理規程

- 県立病院の外来患者に係る診療日の特例に関する規程 (※) (県立病院課取扱い) 1
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 1
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 2
- 県立病院局文書規程及び県立病院文書規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 7

県立病院局企業管理規程

県立病院の外来患者に係る診療日の特例に関する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号

県立病院の外来患者に係る診療日の特例に関する規程

平成31年 4 月 30 日及び同年 5 月 2 日については、鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号）第 2 条の規定にかかわらず、外来患者に係る診療日とする。

附 則

この規程は、平成31年 3 月 22 日から施行する。

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 2 号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表助産料の項中「141,000円」を「161,000円」に、「125,000円」を「145,000円」に、「158,000円」を「178,000円」に、「142,000円」を「162,000円」に、「162,000円」を「182,000円」に、「146,000円」を「166,000円」に改め、同表入院室加算料の項中「5,770円」を「5,870円」に、「3,250円」を「3,310円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「4,970円」を「5,060円」に、「3,440円」を「3,500円」に、「5,140円」を「5,230円」に改め、同表非紹介患者初診加算料の項中「1,500円」を「1,570円」に改め、同表長期入院料の項中「第63条第 2 項第 4 号」を「第63条第 2 項第 5 号」に、「第64条第 2 項第 4 号」を「第64条第 2 項第 5 号」に、「1.08」を「1.1」に改め、同表文書料の項中「1,990円」を「2,020円」に、「2,790

円」を「2,840円」に, 「4,300円」を「4,370円」に, 「1,660円」を「1,690円」に, 「3,830円」を「3,900円」に, 「4,360円」を「4,440円」に改め, 同表健康診断及び予防接種料の項から患者付添人給食料の項までの規定中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

この規程中別表助産料の項の改正規定は平成31年4月1日から, その他の規定は同年10月1日から施行する。

.....
鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月22日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第3号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「180,000円」を「180,500円」に, 「159,500円」を「159,900円」に改める。

第15条第2項第1号ア中「6,800円」を「7,300円」に改め, 同号イ(ア)中「3,300円」を「3,550円」に改め, 同号イ(イ)中「2,900円」を「3,100円」に改め, 同号イ(ウ)中「2,000円」を「2,150円」に改める。

第17条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改め, 同項ただし書中「2,100円」を「2,200円」に改め, 同条第2項中「20,000円」を「21,000円」に改め, 同項ただし書中「10,000円」を「10,500円」に改め, 同条第3項中「5,900円」を「6,100円」に改め, 同項ただし書中「2,950円」を「3,050円」に改める。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2（第3条関係）

医療職給料表（四）

職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	163,500	191,000	239,200
2	164,900	193,100	241,000
3	166,400	195,200	242,800
4	167,800	197,300	244,600
5	169,300	199,400	246,000
6	170,800	201,700	247,300
7	172,300	204,000	248,400
8	173,800	206,300	249,700
9	175,100	208,700	250,700
10	176,800	210,100	251,800
11	178,400	211,500	252,700
12	179,900	212,700	253,600
13	181,400	214,100	254,800
14	183,400	215,500	255,900
15	185,400	217,000	256,700
16	187,400	218,200	257,700
17	189,600	219,600	258,300
18	191,700	221,100	259,200
19	193,800	222,600	260,200
20	195,900	224,100	261,100
21	198,100	225,300	262,000
22	200,300	227,000	263,000
23	202,500	228,700	263,900
24	204,700	230,400	264,900
25	206,700	231,700	266,100
26	208,000	233,500	267,200
27	209,200	235,200	268,400
28	210,500	236,900	269,700
29	211,700	238,500	270,900
30	212,800	239,900	272,400
31	214,100	241,200	274,000
32	215,300	242,300	275,400
33	216,600	243,500	277,000
34	217,900	244,600	278,500
35	219,200	245,500	279,800
36	220,500	246,600	281,100

37	221,700	247,500	282,700
38	223,100	248,600	284,100
39	224,400	249,500	285,600
40	225,800	250,600	287,000
41	226,700	251,100	288,300
42	228,100	252,000	289,800
43	229,500	252,900	291,300
44	230,900	253,800	292,900
45	232,100	254,600	294,200
46	233,600	255,600	295,600
47	234,900	256,500	297,100
48	236,200	257,500	298,600
49	237,200	258,500	299,700
50	238,300	259,600	301,000
51	239,300	260,800	302,200
52	240,400	262,000	303,600
53	241,300	263,100	305,100
54	242,400	264,600	306,400
55	243,400	266,000	307,800
56	244,400	267,400	309,200
57	245,100	269,000	310,000
58	246,100	270,600	311,200
59	246,800	272,100	312,400
60	247,800	273,600	313,800
61	248,700	275,000	314,900
62	249,700	276,500	316,200
63	250,500	278,000	317,500
64	251,500	279,300	318,700
65	252,400	280,700	320,000
66	253,300	282,200	321,300
67	254,400	283,700	322,600
68	255,300	285,200	323,900
69	256,100	286,300	324,600
70	257,200	287,800	325,700
71	258,300	289,300	326,800
72	259,400	290,700	327,700
73	260,800	291,700	329,000
74	262,100	293,100	329,700
75	263,400	294,300	330,800
76	264,600	295,600	332,000

77	265,600	297,000	333,100
78	266,700	298,300	334,300
79	268,000	299,500	335,400
80	269,300	300,800	336,600
81	270,200	301,300	337,700
82	271,200	302,500	338,800
83	272,300	303,600	339,800
84	273,400	304,900	341,000
85	274,200	306,000	341,900
86	275,100	307,200	342,900
87	276,200	308,400	343,800
88	277,300	309,500	344,800
89	278,100	310,800	345,800
90	279,000	312,000	346,600
91	279,800	313,200	347,400
92	280,800	314,400	348,200
93	281,700	315,200	348,800
94	282,700	315,900	349,400
95	283,600	316,600	350,100
96	284,600	317,200	350,700
97	285,200	317,900	351,100
98	286,000	318,200	351,500
99	286,600	318,800	352,000
100	287,500	319,500	352,400
101	288,300	319,900	352,900
102	289,100	320,500	353,300
103	289,900	321,100	353,800
104	290,700	321,700	354,200
105	291,400	322,100	354,500
106	291,900	322,600	355,000
107	292,400	323,100	355,400
108	292,900	323,600	355,700
109	293,100	324,000	356,200
110	293,400	324,400	356,700
111	293,600	324,700	357,200
112	294,000	325,000	357,700
113	294,300	325,400	358,200
114	294,500	325,800	358,700
115	294,900	326,200	359,200
116	295,200	326,500	359,600

117	295,500	326,700	360,000
118	295,800	327,000	360,400
119	296,100	327,400	360,900
120	296,500	327,600	361,400
121	296,800	327,800	361,800
122	297,200	328,100	362,300
123	297,500	328,400	362,800
124	297,900	328,700	363,300
125	298,100	328,900	363,600
126	298,300	329,200	
127	298,600	329,600	
128	299,000	329,800	
129	299,200	330,000	
130	299,500	330,200	
131	299,900	330,600	
132	300,300	330,800	
133	300,500	331,100	
134	300,800	331,500	
135	301,200	331,900	
136	301,500	332,300	
137	301,700	332,600	
138	302,000	333,000	
139	302,400	333,400	
140	302,700	333,800	
141	302,900	334,100	
142	303,300	334,500	
143	303,700	334,800	
144	304,000	335,200	
145	304,200	335,500	
146	304,500	335,900	
147	304,800	336,300	
148	305,200	336,700	
149	305,400	337,000	
150	305,600	337,400	
151	305,900	337,800	
152	306,200	338,200	
153	306,600	338,500	
154	306,800		
155	307,000		
156	307,300		

157	307,600
158	307,900
159	308,200
160	308,500
161	308,900
162	309,200
163	309,500
164	309,800
165	310,200
166	310,500
167	310,800
168	311,100
169	311,500

別表第 8 アの表別表第 7 アに掲げる職の項中「117,000円」を「117,100円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年 3 月 22 日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号。以下この項において「平成27年改正規程」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成27年改正規程附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

.....
 県立病院局文書規程及び県立病院文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 3 月 22 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

県立病院局文書規程及び県立病院文書規程の一部を改正する規程

(県立病院局文書規程の一部改正)

第 1 条 県立病院局文書規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(県立病院文書規程の一部改正)

第 2 条 県立病院文書規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 7 月 1 日から施行する。